

神石高原町立病院改革プラン

神石高原町

目 次

はじめに	1
第1部 基本事項	1
第1章 プランの基本的な考え方	1
1 プラン策定の趣旨	1
2 プランの性格・計画期間	2
第2章 町立病院の基本理念	2
第3章 病院の現状	2
1 病院の概要	2
2 二次医療圏の状況	2
3 課題	3
4 病院の状況	3
第2部 地域医療の今後	3
第3部 町立病院の果たすべき役割	4
第4部 町立病院の改革計画	4
第1章 数値目標の設定	4
第2章 取組み	4
1 規模・形態	4
(1) 病床	4
(2) 診療科・診療室数	5
2 経費削減	5
(1) 人件費	5
(2) 材料費	5
(3) その他の経費	6
第3章 収入確保対策	6
1 入院収益	6
2 外来収益	6
第5部 点検、評価	7
病院事業計画	8
公立病院改革プランの概要	9
1 収支計画（収益的収支）	12
2 収支計画（資本的収支）	13

神石高原町立病院改革プラン

神石高原町
平成23年3月

はじめに

神石高原町立病院は、平成21年4月広島県立神石三和病院から移管され開院しました。開院に至るまで、さまざまな委員会、検討会を設け、病院事業そのものの移管を受けるか否かの問題から、運営形態、業務内容についても協議、検討を重ねた結果において、公設民営方式で指定管理者制度を取り入れ開院したものです。その経過からすると既に改革プランの真髄を行った訳であります。

医療を取り巻く環境は刻々と変化し、社会情勢や国の政策もかわり、町内では人口の減少、高齢化も一層進んでいる中において、その環境に的確に対応し、地域のニーズに見合った医療を把握し、限られた医療資源を有効的に利用して、町立病院が地域医療を継続していくためにも、さらなる改革を着実に実行していく必要があります。

第1部 基本的事項

地域の医療環境の充実、継続において当院の果たすべき役割の重大さを考慮し、公共性と経済性を図った病院経営を行っていきます。

第1章 プランの基本的な考え方

1 プラン策定の趣旨

「経済財政改革の基本方針2007について」（平成19年6月19日閣議決定）において数値目標を設定した改革プランを策定するよう促すこととされました。

町立病院においても、開院に当たり立てた計画の見直し検討等を行う上においても、この改革プランの策定を行います。

2 プランの性格・計画期間

この改革プランは、病院の健全な運営と地域における公共性を考慮したものでなくてはならず、地域と環境、経済性にも対応した策定とすることが望まれています。

なお、プランの計画期間は現指定管理者のもとでの運営期間と同様の平成26年3月31日までの4か年間とします。

第2章 町立病院の基本理念

「地域の実態にあった、全人的で切れ目のない医療の提供」を理念とし、良質で安心・安全な医療の提供、患者の人格を尊重し患者の立場に立った病院経営、そして病院の経営基盤の確立を目指します。

そのために、町内の保健・医療・福祉の連携による総合力の向上、地域の特性と需要に応じた医療提供の推進や持続可能な病院経営、人材確保と育成、魅力ある病院づくりを進めてまいります。

第3章 病院の現状

1 病院の概要

神石高原町立病院は広島県東部のへき地拠点病院として、東部中山間地の医療を担っている。前記したとおり平成21年4月1日広島県からの移管により開院した病院です。

病床数は95床で一般病床47床、療養病床48床で、その中、介護保険適用を12床としています。

診療科は、開院当初、内科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科であったが、平成22年度からは、脳神経外科と呼吸器内科を加えた7科の診療を標榜しています。

また、当院は広島県と広島大学との間で締結した「寄附講座の設置に関する協定」に基づき広島大学寄附講座「地域医療システム学講座」が設置され、同講座指導のもと、広島大学医学部の学生のための臨床実習の実習先医療機関として指定され、外来診療、病棟回診、当直業務、往診業務等の実習の場として提供しています。

2 二次医療圏の状況

広島県内7つの二次医療圏の内、神石高原町は福山・府中二次医療圏に属しており、面積1,096km²、県面積の13%、圏域人口516千人で本町はその2.3%に過ぎないが、面積では35%を占めています。

高齢化率も圏域平均では21%であるが神石高原町においては43%と高齢化が進んでいます。

医療施設は病院が50施設(6,886床)一般診療所370施設、歯科診療所263施設で、入院患者82%、外来患者の88%が圏内で受診しており圏域での医療提供体制は概ね確保されている状況です。

しかし、町内においては、無医地区が6地区、また、診療が月に数日の所や開業医師の高齢化により今後無医地区になる地域も多くあります。

(数値は広島県保健医療計画平成20年3月による)

圏域の中心都市である福山市においては、JR新幹線、在来線、山陽自動車道、国道2号と主要交通網が整備されています。府中市においては、JR福塩線、国道486号が通っているが、神石高原町においては、南北に国道182号が通り山陽自動車道福山東ICからは50分の位置です。

3 課題

圏域内での医療は概ね確保されているものの、圏域北部に位置する神石高原町においては、現在無医地区が6地区あり、現在も月に数回の診療しか行われない診療所や開業医の高齢化により今後無医地区になる地域の増加が予想されています。

4 病院の状況

町立病院としての実績は平成21年4月からであるが、病床、診療科とも移管前の県立病院当時とほぼ同様の規模で運営を続けています。

第2部 地域医療の今後

町民の高齢化も進む一方であるが、開業医においてもそれは進んでおり、無医地区の増加や益々の高齢化、自己運転での行動が出来にくくなったり、公共交通の縮小による外出機会の減少で在宅化も進むことが予想され、町立病院が担う役割は多岐、広範囲にわたるものと思われれます。

第3部 町立病院の果たすべき役割

神石高原町立病院は町内で唯一の入院設備を有する病院です。圏域内の総合病院からは、距離にして20～30km、時間では救急車で30～40分を要する地域で一次救急を主とする救急医療を担っています。町内住民に対する安心、安全の拠りどころとして、また、高齢化が進む町民の医療需要に応える努力を続ける必要があります。

第4部 町立病院の改革計画

広島県の医療計画等を参照し神石高原町の地域における医療確保のため町立病院の果たすべき役割を踏まえてこの計画を立てます。

第1章 数値目標の設定

別表による

第2章 取組み

神石高原町立病院は公募により平成21年4月から26年3月までの間、管理運営を指定管理者制度により実施することを決定しました。開院前の「あり方、検討委員会」では、開院時は県立病院時の病床数、診療科を継続することが望ましいとの結果から、それに従う形で行われてきました。

その制度により1年間運営した状況を踏まえ、次の項目について検討を要するものです。

1 規模・形態

(1) 病床

現在病床数は95床、一般(2病棟)47床、療養(3病棟)48床で、その内訳は療養が36床、介護が12床となっています。

平成21年度の病床利用率は全体で82%程度です。一般病床では78%、療養病床では85%程度と高い利用率を示しています。

しかし、当院は内科を主とした入院で、単価的には低いものであり、その分、他の病院の目標値よりも高い利用率を維持することが必要となります。

当院の入院患者の疾患状況、年齢状況、地域状況を総合的に考慮すると、急性期入院に占める割合は高いものとはいえません。また、介護病床の転換の有無が議論されており国の社会保障制度もはっきりと定まっていない状況ではあるが、国の動向を踏まえ近年中に結論（方向）付ける必要があります。

また、町立病院の患者受診者の大半を占める町内の人口は減少と高齢化が進んでおり、運用形態と病床数の見直し、検討を同時に進めることが必要です。

（２） 診療科・診察室数

開院当初の診療科は内科、外科、整形外科、眼科、リハビリテーション科の５科であったが、平成２２年４月から脳神経外科と呼吸器内科を含めた７科となりました。

内科については、常勤医師により平日毎日の開設であるが、リハビリテーション科を除く他の診療科については、非常勤医師による診察のため、週２～３日から月２回程度と診療日数が限られています。このため、内科以外では急な症状による対応が十分にできていない状況にあります。地域の年齢構成等を見ても整形外科を希望する患者は多く、当院以外の医療機関を受診する状況にあります。

２ 経費削減

（１） 人件費

平成２０年度までの県立病院（直営）から２１年４月指定管理者制度による公設民営方式になったことを機に、職員の構成変更と給与引き下げにより、給与比率を全体で６４％程度に引き下げたが、なお一層の引き下げが必要と思われる。

医師についても内科以外は非常勤対応であり人件費から考えれば縮小に繋がっています。

しかし、医師、医療スタッフの安定的な確保、定着のためには、多少比率が高まることは致し方ないものと思慮します。

（２） 材料費

公設民営（指定管理者制度）の導入効果の柱の一つとして、この材料費の

削減が上げられるが、民間病院のノウハウやルートを利用した購入や在庫の見直しにより費用の削減に努めたところであるが、今後もこの点を最大限活用見直して節減に努めることが望まれます。

特に薬品については、効率の良い院外処方の推進とジェネリック薬品の購入を検討するなど他の費用とのバランスを考慮した運用にも配慮します。

(3) その他経費

医療機器の運用見直しや、業者選定の見直しなどを進めるとともに、機器の更新等も費用対効果を十分に検討し、購入、リース、委託、廃止の検討、分析を行ったうえでその対応を行います。

修理も納入業者の意向や経費を総合的に勘案しての対応を行います。また、物品の購入、契約についても見直し、相談を重ねて対応するなど、削減に向けた努力を行う必要があります。

第3章 収入確保対策

1 入院収益

病床利用率は一般病床、療養病床とも他の平均率を上回っており、この状況を続け、一層の向上を図ることが必要です。

また、単価で見ると外科系が高い状況であり外科系の処置等が組み込まれた患者の入院が望まれるとともに、診療報酬の算定からも在院日数を減少させ患者の回転率の向上に努力することです。

入院単価では前年度実績を上回る単価で推移しており、適切な検査や処置を行うなど、引続きの努力が必要とされます。

2 外来収益

外来診療は、常勤医師が内科のみということから受診者割合も内科中心となっています。外科は週3日の人工透析が中心で診療は週2日の定期と月2回火曜日が開設日となっており、眼科は週1日、整形外科、脳神経外科、呼吸器内科においては月2回の診察に留まっています。診療日数を増やすことによりある程度の収益増が見込まれると思われます。

住民の健康管理の上からも、患者への適切な検査と指導を行うとともに、健診業務を充実させ処置、治療からではなく予防の段階から関わりをもった

外来対応によって収益の増加を図る必要があります。

第5部 点検, 評価

神石高原町立病院管理運営協議会等で策定内容の進行状況の管理を行うとともに、適時見直しを行い住民に対してもホームページ等を通し公表します。事業の状況、規模や現状についての積極的な情報の開示を行うこととします。

病院事業計画

年 度	単位	21年度		22年度		23年度		24年度		25年度	
		実績		見込		見込		見込		見込	
入院延患者数	人	28,318		30,747		30,831		30,747		30,747	
病床数	床	95		95		95		95		95	
入院診療日数	日	365		365		366		365		365	
年延病床数	床	34,675		34,675		34,770		34,675		34,675	
1日平均	人	77.6		84.2		84.2		84.2		84.2	
病床利用率	%	81.7		88.7		88.7		88.7		88.7	
外来延患者数	人	29,073		30,371		32,725		32,146		31,847	
外来診療日数	日	244		246		245		244		245	
1日平均	人	119.2		123.5		133.6		131.7		130.0	

(様式3)

公立病院改革プランの概要

団 体 名		神石高原町					
プランの名称		神石高原町立病院改革プラン					
策 定 日		平成 23年		3月		4日	
対 象 期 間		平成 22年度		～		平成 25年度	
病院の現状	病 院 名	神石高原町立病院					
	所 在 地	広島県神石郡神石高原町小島1763番地2					
	病 床 数	95床(一般病床47床 療養病床48床)					
	診 療 科 目	内科, 外科, 整形外科, 眼科, 脳神経外科, 呼吸器内科, リハビリテーション科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		神石高原町立病院は町内で唯一の入院設備を有する病院である。 圏域内の総合病院からは、距離にして20～30km、時間では救急車で30～40分を要する地域で、一次救急を主とする救急医療を担っている。 地域住民に対する安心、安全の拠りどころとして、また、高齢化が進む町民の医療需要に応える努力を続ける必要がある。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		締結した協定書における、政策医療の提供に要した経費については、病院事業に係る地方交付税措置相当額の範囲内で負担をする。					
経営効率化に係る計画	財務に係る数値目標(主なもの)	21年度実績	22年度	23年度	24年度	25年度	備考
	経常収支比率	101.3	100.7	100.8	100.8	100.8	
	職員給与費比率	0	0	0	0	0	
	病床利用率	81.7	88.7	88.7	88.7	88.7	
	1日平均入院患者数	77.6	84.2	84.2	84.2	84.2	
	1日平均外来患者数	119.2	123.5	133.6	131.7	130.0	
	入院1人単価	15,822	17,141	17,141	17,141	17,141	
	外来1人単価	9,801	9,095	9,095	9,095	9,095	
	平均在院日数	55.0	67.2	67.2	67.2	67.2	
上記目標数値設定の考え方		<p>・目標数値設定の考え方</p> <p>経常収支比率については、指定管理者の利用料金制により100%であるが、運営資金の貸付利息分収入があるため100%を超えるものとなる。</p> <p>病床利用率については実績年度後半の平均である85%～90%を中心とした利用率を確保する。</p>					

				団体名 (病院名)	神石高原町立病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)	21年度実績	22年度	23年度	24年度	25年度	備考	
	年間延入院患者数	28,318	30,747	30,831	30,747	30,747	
	年間延外来患者数	29,073	30,371	32,725	32,146	31,847	
	救急車による年間患者 数	132	138	149	146	145	
	時間外診療年間患者数	2,161	2,257	2,432	2,389	2,367	
数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的经营手法の導入	平成21年4月1日開院当初から指定管理者制度を導入					
	事業規模・形態の見直し	平成21年4月1日にそれまでの直営県立病院から町が開設者となり、指定管理者制度を導入。 民間病院のメリットを最大限に生かした病院経営を行うとともに、二次医療圏の状況をはじめ町の人口、高齢化率等を考慮した病院の形態、規模の見直し検討を常に行っていく。					
	経費削減・抑制対策	指定管理者制度を導入し、民間病院のノウハウやルートを利用し購入や在庫の見直しを行い、経費の節減と、効率的な運用を図る。					
	収入増加・確保対策	県立病院から町立病院に移行し、その中で指定管理者制度を導入していることで収入増加、確保対策は経費の節減を含めて既に対策済みと言える。 このことは、平成21年度の実績にも表れており、今後も病床利用率の向上、在院日数の縮減、患者単価の向上に向けた努力を行う必要がある。					
	その他						
各年度の収支計画		別紙1のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	21年度(実績)	81.7%	22年度(見込)	88.7%	23年度(見込)	88.7%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	病床利用率は、一般病床、療養病床とも、他(平成22年度地方財政計画における経営指標にかかる全国平均値の状況(平成20年度))の平均値を上回っておりこの状況を続け一層の向上を図っていくことが必要である。 病床数の見直し、増改築計画等については、受診者の大半を占める町内人口が減少していること、高齢化が一層進んでいる状況から大きな伸びは見込むべきではない。 今後は効率的運用と経費の節減を主とした運用に努力することが望まれる。					

団体名
(病院名)

神石高原町立病院

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	<p>○神石高原町立病院(神石高原町) 95床 ○福山市民病院(福山市) 400床 ○府中市湯が丘病院(府中市) 308床 ○府中北市民病院(府中市) 110床</p>		
	都道府県医療計画等における今後の方向性	<p>中山間地における医療を確保するための巡回診療や訪問医療を実施することや搬送体制の充実などを図ることも広島県の保健医療計画に盛り込まれている。 また、県には奨学金制度や大学での故郷卒の確保による医師やスタッフの確保などへき地医療拠点病院の充実を図るべく対策も講じられつつある。</p>		
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>	<内容>	
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 指定管理者制度	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 民間譲渡	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	<p>神石高原町立病院管理運営協議会等で策定内容の進行状況の管理を行うとともに、適時見直しを行い、住民に対してもホームページ等を通し公表する。 事業の状況、規模や現状についての積極的な情報の開示を行うこととする。</p>		
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年11月頃		
	その他特記事項			

(別紙1)

団体名
(病院名)

神石高原町立病院

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度				
		21年度(実績)	22年度(見込)	23年度(見込)	24年度(見込)	25年度(見込)
収 入	1. 医業収益 a	803	800	740	740	740
	(1) 料金収入					
	(2) その他	803	800	740	740	740
	うち他会計負担金					
	2. 医業外収益	166,617	177,561	155,340	155,340	155,340
	(1) 他会計負担金・補助金	89,762	98,920	92,700	92,700	92,700
	(2) 国(県)補助金	772	780	780	780	780
	(3) その他	76,083	77,861	61,860	61,860	61,860
	経常収益(A)	167,420	178,361	156,080	156,080	156,080
	支 出	1. 医業費用 b	165,340	177,161	149,620	149,620
(1) 職員給与費 c						
(2) 材料費						
(3) 経費						
(4) 減価償却費				1,768	5,368	8,968
(5) その他		165,340	177,161	147,852	144,252	140,652
2. 医業外費用				5,250	5,250	5,250
(1) 支払利息				250	250	250
(2) その他				5,000	5,000	5,000
経常費用(B)		165,340	177,161	154,870	154,870	154,870
経常損益(A)-(B) (C)	2,080	1,200	1,210	1,210	1,210	
特別 損益	1. 特別利益(D)					
	2. 特別損失(E)					
	特別損益(D)-(E) (F)					
純損益(C)+(F)	2,080	1,200	1,210	1,210	1,210	
累積欠損金(G)						
不 良 債 務	流動資産(ア)					
	流動負債(イ)					
	うち一時借入金					
	翌年度繰越財源(ウ)					
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(エ)					
	差引 不良債務(オ) [(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]					
経常収支比率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	101.3	100.7	100.8	100.8	100.8	
不良債務比率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	
職員給与費対医業収益比率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額(H)						
資金不足比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$						
病床利用率	81.7	88.7	88.7	88.7	88.7	

団体名 (病院名)	神石高原町立病院
--------------	----------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

年度 区分		21年度(実績)	22年度(見込)	23年度(見込)	24年度(見込)	25年度(見込)
収 入	1. 企 業 債					
	2. 他 会 計 出 資 金					
	3. 他 会 計 負 担 金					
	4. 他 会 計 借 入 金					
	5. 他 会 計 補 助 金	100,000	10,000	20,550	20,000	20,000
	6. 国 (県) 補 助 金			1,370		
	7. そ の 他					
	収 入 計 (a)	100,000	10,000	21,920	20,000	20,000
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)					
	前年度許可債で当年度借入分 (c)					
純計(a)-[(b)+(c)] (A)						
支 出	1. 建 設 改 良 費		10,000	21,920	20,000	20,000
	2. 企 業 債 償 還 金					
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金					
	4. そ の 他	102,080	2,100	1,210	1,200	1,200
	支 出 計 (B)	102,080	12,100	23,130	21,200	21,200
差 引 不 足 額 (B)-(A) (C)	2,080	2,100	1,210	1,200	1,200	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金					
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	2,080	2,100	1,210	1,200	1,200
	3. 繰 越 工 事 資 金					
	4. そ の 他					
	計 (D)	2,080	2,100	1,210	1,200	1,200
補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)	0	0	0	0	0	
実 質 財 源 不 足 額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	21年度(実績)	22年度(見込)	23年度(見込)	23年度(見込)	25年度(見込)
収 益 的 収 支	() 89,762	() 98,920	() 92,700	() 92,700	() 92,700
資 本 的 収 支	(100,000) 100,000	(5,000) 10,000	(10,275) 20,550	(10,000) 20,000	(10,000) 20,000
合 計	(100,000) 189,762	(5,000) 108,920	(10,275) 113,250	(10,000) 112,700	(10,000) 112,700

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。